

## 2 個別論点

### （1）自立相談支援のあり方（相談受付、プラン作成、支援）

#### 【現状の評価と課題】

（生活困窮者を受け止める）

- 新規相談者は、就労や家族の問題でつまづいた現役世代、子どものいる生活困窮家庭、高齢の生活困窮者といった特徴的な傾向を見せつつも、性別、年齢層、抱える課題等の点から見て多様な状態像にあることが確認できる。

（実績）

- ・ 新規相談者全体の約6割が男性であり、特に40～50代の就労していない男性が全体の約2割を占める。
- ・ 全体の約3割が就労している。
- ・ 子どものいる現役世代からの相談が全体の約3割を占める。
- ・ 65歳以上の人全体の約2割を占める。
- ・ 複数以上の課題を抱える人が全体の約6割を占める。

※以下、実績値については特段の注記がない限りH27年度。

- 生活困窮者の自立支援に当たっては、自ら自立相談支援機関へ相談できるケースばかりではないことから、まずはいかに相談につながるかが一つのポイントとなる。

（実績）

- ・ 自立相談支援機関への相談経路 本人自ら連絡：約4割、関係機関・関係者からの紹介：約3割
- ・ 関係機関から実際につながった実績のある自治体 生活保護担当から：94%、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等の担当から：約5～6割、国民健康保険担当から：46%、市税担当から：52%、教育委員会から：18%、市営住宅担当から：31%、水道事業部門から：23% 等
- ・ 実際につながった実績がある庁内関係機関が多い自治体ほど、新規相談件数が多いことが確認されている。

- 自治体の取組事例では、関係機関から支援を必要とする人が確実につながってくるための機関同士の関係づくりや、一般向け制度

周知等に丁寧に取り組むことにより、新規相談件数が伸びることがわかっている。

(実績)

- ・ 新規相談件数の多寡と自治体の人口規模や所在地域、自治体区分等との関係や、直営・委託の別による関係は確認されない。
- ・ 自立相談支援機関に配置する支援員の数が多いほど新規相談件数が多いことが確認されている。
- ・ 新規相談件数が多い自治体の中には、小学校区等における包括的な相談体制（いわゆる「何でも相談」）を自立相談支援機関がバックアップする位置づけを明確にしているところもある。

- しかしながら、現状の新規相談件数には自治体ごとのばらつきが大きく、支援を必要とする人をいかに相談につなげるかについての取組の差が現れ始めている。

(実績)

- ・ 新規相談件数（人口10万人・1ヶ月当たり） 全国平均14.7件（平均を上回る自治体417、下回る自治体484）

(プラン作成により継続的に支援する)

- 初回相談ののちは、自立相談支援機関においてプランを立てて継続的に支援するか、他機関に適切につなぐかの大きく二とおりに分かれる。

※ ここでの「つなぎ」は、自立相談支援機関が行う支援において連携するケースではなく、自立相談支援機関としての関わりを一旦終了するものをいう。

(実績)

- ・ プラン作成対象者については、複数以上の課題を抱える人が全体の8割以上を占める（⇔新規相談者については約6割）。

- プラン作成率についても、新規相談件数と同様に、自治体ごとのばらつきが大きい。実態としては、任意事業の実施率が高い、支援において連携できる関係機関が多い、支援員配置数が多いといった場合に、プラン作成率が高いことが確認できる。

(実績)

- ・ プラン作成率 全国平均24.5%（平均を上回る自治体268、

下回る自治体 633)

- ・ プラン作成率 4 任意事業の実施がない自治体の場合 (平均) : 16.3%、4 任意事業をすべて実施する自治体の場合 (平均) : 26.9%
- ・ 任意事業実施割合 (901 自治体中・H28 年度) 就労準備支援事業 : 39%、一時生活支援事業 : 26%、家計相談支援事業 : 34%、子どもの学習支援事業 : 47%
- ・ 任意事業実施率 70%以上の都道府県数 (H28 年度) 就労準備支援事業 : 6 府県、一時生活支援事業 : 5 府県、家計相談支援事業 : 4 県、子どもの学習支援事業 : 9 都県
- ・ 任意事業実施率 10%未満の都道府県数 (H28 年度) 就労準備支援事業 : 3 県、一時生活支援事業 : 20 県、家計相談支援事業 : 7 県、子どもの学習支援事業 : 2 県
- ・ 自立相談支援機関に配置する支援員の数が多いほどプラン作成率が高いことが確認されている。

- また、他機関へのつなぎについては、相談者の抱える多様な課題を反映してつなぎ先も多様であるが、特に、福祉事務所 (生活保護担当) が多くなっている。

(実績)

- ・ 新規相談者のうち、福祉事務所 (生活保護担当) へつなぐ割合 (H28 年度) 約 1 割

- 自立の支援は、本人の状態像に合わせ、法や他制度による支援、インフォーマルな支援を組み合わせ、足りないものは作りだし、実施していく。その経過の中では、例えば「就労したら支援は終了」というわけではなく、就労後の定着支援や地域での関係づくり等のフォローアップも重視されている。

(実績)

- ・ 就労後の定着支援を実施している自治体 76.1%

- こうした個別支援を通じて、これまで支援につながらなかった世帯の存在が明らかになったり、従来よりあった地域課題の解決と組み合わせた就労支援が始まったりと、「相談支援の入口」と「参加・就労・地域との関係づくり」という 2 つの局面で、各地の地域社会が変わり始めている。

## 【論点】

(生活困窮者を受け止める)

- 法による支援は、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により自ら自立相談支援機関へ相談することの難しい人も含め、支援を必要とする人を確実に相談につなげていくことがその入口となる。具体的には、例えば以下のように関係機関において既に生活困窮の端緒を把握している人について、しっかりと自立相談支援事業につなげていく仕組みが必要ではないか。
  - ① 生活保護の申請をしたが、要件を満たさずに却下となった人
  - ② 地方自治体等が把握している、税や公共料金等を滞納している人
  - ③ 学校や児童福祉行政の中で子どもの様子を端緒に把握されている、課題のある家庭
  
- 上記のうち特に②の税の滞納者は、地方税法第22条の規定により、滞納者情報等について守秘義務が課せられており、自治体ごとの個人情報保護条例の枠組みに基づき、自立相談支援機関がこの情報を得て支援に活用していくこととなる。この点、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の前例も参考に、滞納者情報を法の支援に活用しやすい仕組みができないか。また、税の滞納者情報に限らず、支援対象となる世帯の状況について支援関係者が有する個人情報を共有する等により、包括的な支援をより効果的に実施することができるのではないか。
  
- 上記のうち特に③の学校については、子どもを起点に世帯支援につなげる関係機関として重要であり、スクール・ソーシャル・ワーカーの配置状況も踏まえつつ、個別ケース対応と一般的な制度周知の両面にしっかり取り組めるよう自立相談支援機関側から働きかけるべきではないか。
  
- 上記のほか、福祉分野の関係機関（地域包括支援センター等）との連携だけでなく、都道府県等の広域自治体の関係機関（公営住宅担当部局、地域自殺対策推進センター、ひきこもり地域支援センター、地域生活定着支援センター等）や、医療、司法等様々な分野との連携をさらに強化していくことも重要ではな

いか。

- 並行して検討している地域力強化の取組として、複合的な課題を抱えていたり表に出にくい深刻な状況にある世帯を地域において発見し解決につなげていく地域づくりを進めることが目指されている。自立相談支援機関は、こうした動きの中で発見される課題のある世帯に対し、専門性を持って多機関の協働の中核の役割を担う機関としてしっかりと支援していくことが重要ではないか。
- こうした様々な経路からの相談を受け止めるという点では、包括的な支援の入口として、経済的困窮の課題を抱える人であるかどうかに関わらず、社会的孤立や生きづらさを含め、すべての相談を断らないことを徹底すべきではないか。その際、法の対象者のあり方を改めて検討すべきではないか。
- また、まだ十分にアプローチできていないと思われる若年世代や相談できる曜日・時間帯に限られる就労中の人、身近な地域だからこそ声を上げられない人などの「自立相談支援機関にアクセスしにくい人」にも配慮が必要ではないか。この点、寄り添い型相談支援事業の意義を再認識すべきではないか。
- さらに、社会全体の取組として「困ったときにどうすればいいか・どこに相談すればいいか」について様々な広報媒体や学校教育・社会教育の場において学べる機会を作っていくことも必要ではないか。

(自立相談支援事業の体制面)

- 自立相談支援事業に支援員が十分に配置されていることにより、相談の掘り起こしにつながる取組が可能となることから、自治体が支援員をしっかりと配置できるような枠組みが必要ではないか。
- また、支援員の配置に当たっては、新規相談件数だけでなく継続ケースが蓄積してきていることを考慮に入れることが必要ではないか。

(自立に向けた支援)

- 相談者とともに関プランを作成することが体系的な支援のスタートとなることから、引き続きそのノウハウを展開し、積極的なプラン作成を推進していくべきではないか。
- 自立に向けては、就労した後の定着支援、社会参加の支援、一時的な貸付で緊急時を脱した後の償還段階の伴走支援等、地域社会の中でどのように自立した生活を確認していくかが重要ではないか。
- 法が目指す地域づくりは、一人ひとりの個別支援を起点とした地域づくりであるべきであると同時に、地域にある他分野の地域づくりの動きとも連動していく視点も重要ではないか。

## (2) 就労支援のあり方

### 【現状の評価と課題】

#### (基本的な考え方)

- 法に基づく就労支援は、就労という人間にとってかけがえのない営みをそれぞれの状況に応じて実現できることを目指している。したがって、収入を得るばかりではなく社会とのつながりを構築し、自己実現を図ることによって、日常生活自立・社会生活自立・経済的自立をよりよく果たすことにつながる支援を進めてきた。

#### (実績)

- ・ 新規相談のうち就労に関する相談は約4割
  - ・ プランにおける就労支援対象者 2.8万人(年間)、プラン作成対象者のうち50.8%
  - ・ 60代以上のプラン作成対象者のうち、就労支援対象者42.8%
  - ・ 法独自のオーダーメイド支援が効果的な対象者(まだ就労支援対象者ではないが、一般就労を目指すまでのステップアップ段階にある人を含む)(推計) 2.4~3.4万人
- 具体的には、支援対象者の状態像に応じた就労支援を制度化し、自立相談支援事業におけるアセスメントやプランに基づき、ハローワークを含む支援関係者や地域の民間事業所等が連携しつつ、きめ細かな支援を実施している。

#### (実績)

- ・ 生活保護受給者等就労自立促進事業(ハローワークの就職支援ナビゲーターによる支援・生活困窮者分)の利用件数 14,650件
  - ・ 自立相談支援事業における就労支援の利用件数 22,430件
  - ・ 就労準備支援事業実施自治体 253(H27年度)→355(H28年度)
  - ・ 就労準備支援事業利用件数 1,833件
  - ・ 認定就労訓練事業(H28年度第3四半期まで) 781件(利用定員合計2,332名)
  - ・ 認定就労訓練事業利用件数 161件
- こうした就労支援は、民間事業所等の既存業務から生活困窮者

になじむ業務の「切り出し」を要する場合もあり、生活困窮者本人だけではなく企業を支援するスキルも不可欠であることから、企業支援にも併せて取り組むことが期待されていると言える。

(自立相談支援事業の就労支援・生保受給者等就労自立促進事業等の利用状況)

- 住居確保給付金の利用者等、比較的早期の一般就労を目指せる人に対しては、生活保護受給者等就労自立促進事業や自立相談支援事業による就労支援により、丁寧なマッチングや面接への同行支援等がなされ、就労につながっている。

(実績)

- ・ 生保受給者等就労自立促進事業（生活困窮者分）利用者の就職率 64.6%（※常用雇用求人（期間の定めのない雇用）等に就職した者の割合）
- ・ 就労支援対象者の就労・増収率（H28年度・H28年12月まで） 72%

- また、自治体が無料職業紹介事業の仕組みを活用し、本人や世帯の状況等に合わせて就労時間や業務内容等を事業所と調整してオーダーメイド型の求人を作り出し、就労支援を行うことも効果的な支援となっている。

(実績)

- ・ 自立相談支援事業における無料職業紹介事業の実施状況届出又は許可済み（H28年度） 19.6%

(就労準備支援事業の利用状況)

- 一方、就労準備支援事業の利用は、想定されるニーズに比してそれほど進んでおらず、「利用すべきだが利用していない」「利用したいが利用できない」ケースが存在している。その背景には、本人の意向や利用中の経済的負担にかかる課題のほか、生活困窮者自立支援法施行規則（以下「施行規則」という。）第4条第1号に定める資産収入要件といった制度上の利用障壁もあると考えられる。

(実績)

- ・ 就労準備支援事業利用者の特性 プラン作成対象者全体と比較して、「就職活動困難」、「メンタルヘルスの課題」、

「就職定着困難」、「コミュニケーションが苦手」等の特性が多く出現することが確認される。

- ・ 就労準備支援事業を利用すべき者が利用しなかった理由 本人が希望しない（必要性を理解しない）：58.7%、同（新しい環境に拒否感がある）：33.1%、同（参加のための経済的負担ができない）31.4%、資産収入要件を満たさないため：27.3%
- ・ 就労準備支援事業実施自治体のうち、施行規則第4条第2号に定める「(1号に定める資産収入要件を満たす者に) 準ずる者」を認めた実績がある自治体 46.0%

#### （就労準備支援事業の効果）

- 利用者はまだ少ない実態にあるが、就労準備支援事業の利用者は着実にステップアップしている。こうしたステップアップをもたらしているのは「オーダーメイド型で本人に合わせた支援」と「就労体験」の提供であるが、就労体験先の開拓等、人手のかかる支援については、自立相談支援事業においては代替できず、就労準備支援事業だからこそ取り組んでいるものである。

（実績）

- ・ 支援当初3ヶ月でステップアップが見られた支援対象者の割合（H28年度） 意欲・関係性・参加に関する状況：就労準備支援事業利用者 65.5%（⇔未利用者 39.5%）、就労に関する状況：50.9%（⇔未利用者 30.2%）
- ・ 就労準備支援事業の支援内容 ボランティアや職場見学の企画調整（定期的・長期的な利用）：67.4%（⇔自立相談支援事業では24.1%の実施にとどまる）、就労体験や職場実習の企画調整（定期的・長期的な利用）：66.5%（⇔同19.6%にとどまる）
- ・ 就労準備支援事業実施自治体における就労体験等への協力事業所数（人口10万人当たり・平均）：9.4か所（⇔未実施自治体では6.9か所）

#### （認定就労訓練事業の利用状況と効果）

- 認定就労訓練事業についても同様に、利用者はまだ少ない実態にあるが、一定期間継続的な利用の中で着実にステップアップが見られる。

（実績）

- ・ 利用形態 非雇用型のみ 66.7%、非雇用型から雇用型へ移

行：16.7%、雇用型のみ：16.7%

- ・ 認定就労訓練事業を利用すべき者が利用しなかった理由  
本人が通える範囲内に認定事業所がない：68.0%、本人が  
希望しない（新しい環境に拒否感がある又は必要性を理解  
しない）：23.6%

○ 認定就労訓練事業については、民間の自主事業という位置づけの中、認定の拡がりに課題がある。利用が進まない理由としても「本人が通える範囲内に認定事業所がない」が最も多くなっており、認定を増やしていくことでミスマッチを解消できれば、利用しやすくなると見込まれる。

（実績）

- ・ 民間事業所に認定就労訓練事業の認定取得を促し、断られたことがある自治体 34.3%
- ・ 上記の場合の断られた理由 助成金などの直接的なメリットがない：97.2%、申請の手続面が面倒・就労支援担当者を置く人的余裕がない：いずれも 63.9%

（住居確保給付金）

○ 就労支援を支える仕組みとして、住居確保給付金が法に基づき実施されている。雇用情勢の改善に伴い、新規支給決定件数は減少しているが、利用者の常用就職率は高く、早期に就職して給付を終了している。こうした実態からは、効果的なセーフティネットとして機能しているといえる。

（実績）

- ・ 住居確保給付金新規支給決定件数 6,613件（ピークはH22年度の37,151件）
- ・ 住居確保給付金利用者の常用就職率 70.3%（H25～27年度の3年間は7割前後の高い水準で推移）
- ・ 利用者の年齢層 40～49歳：32.0%、30～39歳：24.7%、50～59歳：21.5%
- ・ 常用就職した人の支給期間 当初期間（3ヶ月以内）が69.5%

## 【論点】

(就労支援全体の組み立て方)

- 就労支援は、本人に対して徹底した寄り添い型・伴走型の支援をしつつ、企業・事業所で実習しながら定着支援までをしっかりと行い、長期的な就労を実現し、生活困窮を脱却できるような支援をしていくことが必要ではないか。
- その際、地域にはこれまでは仕事として認識されてこなかった役割も含め様々な仕事や人材のニーズがあるため、そこへ就労の場を拡げていくべきではないか。具体的には、人手不足感や社会貢献に対する関心を持つ地域の企業、社会的企業、地域での自発的な活動、障害福祉サービス関係の事業所、社会福祉法人など地域ごとに異なる多様な資源の状況に合わせ、柔軟に取り組みやすい枠組みとしておくことが重要ではないか。また、その際、企業支援の観点も持って取り組むことや、法の実施主体としての圏域（市域等）にとらわれず、人の移動を念頭に考えていくことが重要ではないか。
- ハローワークとの一体的支援である生活保護受給者等就労自立促進事業は一定の成果を上げており、平成28年10月に創設された特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）等の活用も含め、自立相談支援機関の的確なアセスメントに基づき、引き続き効果的な支援を効率よく実施していくことが重要ではないか。
- ハローワークとの一体的支援の他に、自治体が法独自のオーダーメイド支援を行う場合、支援対象者が就労体験や認定就労訓練事業、一般就労の支援とステップアップしていく一連の流れが想定される。そのため、支援対象者・事業所にとってスムーズな支援を行うためには、自治体において、無料職業紹介事業への取組を積極的に進めていくことが必要ではないか。
- 就労準備支援事業や認定就労訓練事業を経て一般就労を目指す人に対しても、面接や実習、就労の同行支援や受け入れ企業側の支援等の一般就労の実現に向けた支援は必要であり、自立相談支援事業の就労支援員の機能として重要ではないか。

- 就労支援において配慮を要する人は生活困窮者に限らず存在しており、分野を超える就労支援を地域ごとに組み立てていくことが必要ではないか。
- 法による就労支援はオーダーメイド型であることがその特長であり、特に就労準備支援事業や認定就労訓練事業は、メニューに本人を合わせることなく、本人起点の支援ができるあり方とすべきではないか。認定就労訓練事業についても、支援対象者一人ひとりに合わせて開拓する方が効率的なのではないか。

(就労準備支援事業の必要性・効果)

- 就労準備支援事業は、すぐに一般就労を目指しにくい人に対して就労に向けた準備をする機会を提供し、その人の可能性を広げる支援として欠かせないものであり、自治体の任意で行われる事業ではなく、必須とされるべきではないか。その際、形式的な実施ではなく実効性のある支援とするために、どのように考えるか。

(就労準備支援事業を巡る課題)

- 自立相談支援事業の就労支援員は企業への支援にも力を入れることが期待されているが、就労準備支援事業を必須とする場合、自立相談支援事業とは別事業とするか。その際、就労支援員との役割分担をどのように考えるか。
- 就労準備支援事業は、「あらゆる住民が役割を持ち、支え合う」という地域共生社会の理念に立ち、将来の生活困窮の予防の観点から積極的に活用していくべきである。この点、資産収入要件の定めにより、自治体の裁量を一定程度認めているものの独自に運用するかどうかについては自治体ごとのばらつきが見られる。地方自治体・支援現場において、就労準備支援事業を利用すべきあらゆる人に対して着実に事業を案内できるような対象者要件のあり方を検討していくべきではないか。
- また、厳しい生活困窮状況にある世帯は、就労準備支援事業の利用に必要な交通費が捻出できない等の理由により、事業を利用するよりも収入を得られる仕事を優先しがちであり、参加の動機付け等、何らかの対応が必要ではないか。

- 現行の年齢要件（65歳未満であること）は、高齢者の就労支援ニーズを踏まえるとあり方を検討すべきではないか。
- 事業における支援期間の定め（最長1年）や、自立相談支援事業において実施する意欲喚起等の取組との役割分担をどう考えるか。

（認定就労訓練事業のあり方）

- 潜在的には、認定就労訓練事業に取り組みたいと考えている事業者もあり、何らかの経済的インセンティブがあれば、認定就労訓練事業がより拡大するのではないか。
- 認定就労訓練事業の実施拡大のためには、企業支援の観点での技術的支援（事業主、現場の指導者、在職者といった受け入れ側への支援等）について、平成28年度に創設した就労訓練推進事業（就労訓練アドバイザー及び就労訓練事業所育成員の配置）の実績を踏まえた検討が必要ではないか。
- 認定就労訓練事業の担い手として社会福祉法人が積極的に参画できるよう、申請書類等の手続面で簡素化できるところはないか。また、訓練後の就労を考えると社会福祉法人だけでなく様々な主体の参画が必要ではないか。
- 認定就労訓練事業の認定は、現行制度では都道府県・政令指定都市・中核市が行うこととされているが、一般市においても、本人に合わせた事業所を開拓した後スムーズに認定できる枠組みが必要ではないか。

（住居確保給付金）

- 就労支援の一つである住居確保給付金については、セーフティネット機能を効果的に発揮するため、賃貸物件の契約時に不動産事業者において制度周知をしてはどうか。

（高齢者の就労支援ニーズ）

- 高齢者のうち就労希望がある人には、ハローワークやシルバー人材センター等とも連携しつつ、年齢を問わず、健康面ややりがいにも配慮した地域での就労の場づくりを進めていく必要があるのではないか。

- 相談者は、短時間の就労を希望する人から主たる生計の支えとしてしっかり働きたい人まで、また、就労経験のある人から乏しい人まで、様々な状況にあることから、しっかりとアセスメントして支援していく必要があるのではないか。

(その他)

- 就労支援は、介護保険の生活支援サービスの拡充の展開と結びつくことで、自治体の中で拡がりのある取組が可能となるのではないか。
- 同じ「第2のセーフティネット」である求職者支援制度については、効果的な活用の観点から、訓練メニューを自治体が組成するなどの具体的な方策を検討してはどうか。

## (8) 自立支援に関連する諸課題

### 【現状の評価と課題】

#### (生活保護との関係)

- また、まずは生活保護法による保護を必要とする状態にある場合、自立相談支援機関から福祉事務所の生活保護担当へつなぐこともある。
- 生活保護法と生活困窮者自立支援法では対象者が分かれているが、支援メニューに関しては、制度上は、就労支援や就労準備支援等について生活困窮者・生活保護受給者に対して同様の支援が可能な仕組みとなっている。
  - (実績)
    - ・ 自立相談支援事業と被保護者就労支援事業との一体的実施を行っている割合(901自治体中・H28年度) 47.7%
    - ・ 就労準備支援事業と被保護者就労準備支援事業との一体的実施を行っている割合(355自治体中・H28年度) 57.2%
- 相談支援の場面においても、自立相談支援機関から福祉事務所につなぐ場合はアセスメントシート等を共有し、福祉事務所から自立相談支援機関へつなぐ場合はケース記録等を共有するなど、自立相談支援機関と福祉事務所の相互連携や情報共有が行われるよう、通知等により求めてきた。しかしながら、例えば自立相談支援機関へ相談があったのち生活保護担当につなぐ場合には、自立相談支援機関ではプランを作成しないため、保護決定されたかどうか、被保護者となった後にどういう経過を辿ったかを把握する法令上の仕組みはない。こうしたことから、支援の一貫性という点では課題があるのではないかと指摘がある。
  - (実績)
    - ・ 新規相談者のうち、福祉事務所(生活保護担当)へつなぐ割合(H28年度) 約1割
    - ・ プラン作成対象者のうち生活保護適用となる割合(就労支援対象者でない場合) 31.2%

## 【論点】

(生活保護との関係)

- 自立相談支援機関に相談があった後、一時的に生活保護を利用し生活を安定させてから生活保護を脱却し、自立相談支援機関において自立支援を行っていくことも想定しうる。また、こうした「自立相談支援事業→生活保護→自立相談支援事業」という場合だけでなく、生活保護脱却時に自立相談支援事業につなげて生活保護脱却後の生活の安定を支援する必要があるケースもある。これらの場合に、支援の一貫性をどのように確保すべきか。
  
- こうした支援の一貫性が重要である一方で、入口については、福祉事務所とは別に自立相談支援機関が設けられていることによって相談に関する心理的ハードルが下がっているという利点もあるのではないか。法による支援は、なるべく早期に開始することが望ましく、相談しやすい窓口のあり方が重要ではないか。